

旧	新						
<p style="text-align: center;"><b>第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い</b></p> <p>令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、規制目的等を考慮して次により行うこと。</p> <p><b>1 各項に共通する事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであり、同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>2～5</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い</b></p> <p>令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、規制目的等を考慮して次により行うこと。</p> <p><b>1 各項に共通する事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」の取扱いは、次によること。</p> <p>① 令別表第1の項が混在する場合だけでなく、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目が混在する場合も含むものであり、細項目が混在する場合も、複合用途防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>例：令別表第1(5)項イと(5)項ロが混在する防火対象物は、同表(16)項イの複合用途防火対象物</p> <p>② 一の防火対象物に、同一細項目で異なる詳細分類（令別表第1(6)項イの(1)から(4)並びに(6)項ロ及びハの(1)から(5)のことをいう。）が混在する場合は、「2以上の用途」とはならず、複合用途防火対象物として取り扱わない。</p> <p>例：令別表第1(6)項イ(1)と(6)項イ(4)が混在する防火対象物は、同表(6)項イの防火対象物</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100px; margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">6項</td> <td style="padding: 2px;">イ</td> <td style="padding: 2px;">(1)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">「項」</td> <td style="padding: 2px;">「細項目」</td> <td style="padding: 2px;">「詳細分類」</td> </tr> </table> </div> <p>(4) (略)</p> <p><b>2～5</b> (略)</p>	6項	イ	(1)	「項」	「細項目」	「詳細分類」
6項	イ	(1)					
「項」	「細項目」	「詳細分類」					

<b>6項イ</b>	<b>病院、診療所、助産所</b>	
定義	<p>1 病院とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医療法第1条の5に定める医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、医療法第2条に定める助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所においてなすものを除く）をなす場所であって、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の収容施設を有してはならないものをいう。</p>	
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分
	診療所、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、会議室検疫所、隔離所、霊安室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、現金自動支払機室
該当用途例	医院、クリニック（美容形成を含む）等	
補足事項	<p>1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。</p>	
備考	病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、_5_項ロ又は_7_項の用途に供するものとして取り扱う。	

<b>6項イ</b>	<p><b>次に掲げる防火対象物</b></p> <p><b>(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）</b></p> <p><b>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。</b></p> <p><b>(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</b></p> <p><b>(2) 次のいずれにも該当する診療所</b></p> <p><b>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</b></p> <p><b>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</b></p> <p><b>(3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所</b></p> <p><b>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</b></p>	
定義	<p>1 病院とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定めるもので、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医療法第1条の5に定めるもので、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、医療法第2条に定めるもので、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。</p> <p>なお、助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の入所施設を有してはならない。</p>	
主従関係	(イ) 主用途部分	(ロ) 機能的に従属する用途に供される部分
	診療所、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、会議室検疫所、隔離所、霊安室	勤務者・利用者の利便に供される部分 食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、現金自動支払機室
補足事項	<p><b>1 用途判定フローチャート</b></p> <pre> graph TD     A["病院 ※定義1参照"] --&gt; B["一般病床・療養病床 ※補足事項2.(1)参照"]     A --&gt; C["特定診療科名 ※補足事項3参照"]     B -- あり --&gt; C     B -- なし --&gt; D["特定診療科名 ※補足事項3参照"]     C -- あり --&gt; E["適切な消火活動体制 ※補足事項4参照"]     C -- なし --&gt; F["特定診療科名 ※補足事項3参照"]     E -- なし --&gt; G["(6)項イ(1)"]     E -- あり --&gt; F     D -- あり --&gt; F     D -- なし --&gt; H["助産所"]     H --&gt; I["病床"]     I -- あり --&gt; G     I -- なし --&gt; J["(6)項イ(4)"]     F --&gt; K["(6)項イ(2)"]     F --&gt; L["(6)項イ(3)"]     </pre> <p><b>2 病床の取り扱い</b></p> <p>(1) 医療法第7条に規定する病床の種類は以下のとおり。</p> <p>① 精神病床（病院）</p>	

精神疾患を有する者を入院させるための病床

② 感染症病床 (病院)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 2 項に規定する一類感染症、同条第 3 項に規定する二類感染症 (結核を除く。)、同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第 8 項に規定する指定感染症 (同法第 7 条の規定により同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。) の患者 (同法第 8 条 (同法第 7 条において準用する場合を含む。)) の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。) 並びに同法第 6 条第 9 項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるための病床

③ 結核病床 (病院)

結核の患者を入院させるための病床

④ 療養病床 (病院又は診療所)

前①から③に掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの

⑤ 一般病床 (病院又は診療所)

前各号に掲げる病床以外のもの

(2) 病床数の取り扱い

① 病床数とは、医療法第 7 条に規定する病床数 (以下「許可病床数」という。) をいい、令別表第 1 (6) 項イ (2) に規定する「4 人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が 4 以上であるものをいう。

② 許可病床数が 4 以上であっても、1 日平均患者数 (1 年間の入院患者数÷数を同期間の診療日数で除した値をいう。) が 1 未満のものにあつては、令別表第 1 (6) 項イ (2) に規定する「4 人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。ただし、1 日平均患者数が実態として 1 以上となる可能性がある施設は、「4 人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当するものとする。

3 特定診療科名について (規則第 5 条第 4 項)

(1) 特定診療科名とは、医療法施行令 (昭和 23 年政令第 326 号) 第 3 条の 2 に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外をいう。

① 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科

② 前①に掲げる診療科名と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ (1) から (4) までに定める事項 (下表参照) とを組み合わせた名称

(例: 女性美容外科、小児皮膚科等⇒特定診療科名に該当しない。)

【表】医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ

(1)	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門 <sup>*</sup> 、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺 <sup>*</sup> 、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの
(2)	男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの
(3)	整形、形成 <sup>*</sup> 、美容 <sup>*</sup> 、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの
(4)	感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて、厚生労働省令で定めるもの

※ 外科は特定診療科名であるが、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科は特定診療科名から除外されている。ただし、『大腸・肛門外科』のように複数の診療科名を組み合わせたものは、『大腸外科』及び『肛門外科』に該当し、全体として特定診療科名として取り扱われる。

③ 歯科

④ 歯科と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 2 号ロ (1) 及び (2) に定める事項とを組み合わせた名称

(例: 小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科)

(2) 旧診療科名の取り扱い

① 特定診療科名に該当する診療科名

神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、性病科、気管食道科、胃腸科

② 特定診療科名に該当しない診療科名

皮膚泌尿器科、こう門科

※ 旧診療科名とは、医療法施行令第 3 条の 2 の改正 (平成 20 年政令第 36 号) で、同令同条において規定されなくなった診療科名をいう。

なお、当該改正施行令が施行された日 (平成 20 年 4 月 1 日) に、既に開業していた病院や診療所については、そのまま標榜することができる。

(3) 麻酔科の取り扱い

麻酔科は医療法施行令第 3 条の 2 に規定する診療科名ではないことから、特定診療科名には該当しない。特定診療科名に該当するかどうかの判断は、標榜している診療科名のうち麻酔科以外の診療科名により行うこと。

(4) 2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所の取り扱い  
特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。

#### 4 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの（以下「適切な消火活動体制」という。）について（規則第5条第3項）

(1) 規則第5条第3項に規定する「体制」とは

同項第1号による「職員の総数の要件」及び第2号による「宿直勤務者を除いた職員数の要件」の両方を満たす体制であること。

(例：病床数92床の場合)

○ 「職員の総数の要件」

病床数が26床を超えるため、2人に13床までを増すごとに1人を加えなければならない。加える人数は以下により算定する。

$(92\text{床}-26\text{床})\div13\text{床}=5.07$

少数点以下は切り上げ、加える人数は6人となる。よって、職員の総数の要件は常時8人以上となる。

○ 「宿直勤務者を除いた職員数の要件」

病床数が60床を超えるため、2人に60床までを増すごとに2人を加えなければならない。加える人数は以下により算定する。

$(92\text{床}-60\text{床})\div60\text{床}=0.53$

小数点以下は切り上げ、1に2人を乗じ、加える人数は2人となる。よって、宿直勤務者を除いた職員数の要件は、常時4人以上となる。

(2) 規則第5条第3項第1号の「職員の数」とは

① 1日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。

② 職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。

③ 特定診療科名以外の診療科名の職員数も含むものであること。

④ 火災時に異なる棟から職員が駆けつけることができる場合、当該棟の職員の数は、原則として算定しない。ただし、「職員の数」の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、この限りでない。

(3) 規則第5条第3項の「その他の職員」とは

歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいう。

なお、原則として、委任により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者についてはこの限りではない。

(4) 規則第5条第3項の「病床数」とは

許可病床数（特定診療科名以外の病床も含み、一般病床及び療養病床以外の精神病床、結核病床及び感染症病床のすべてを含む。）をいう。

(5) 規則第5条第3項第2号の「宿直勤務を行わせる者」とは

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で継続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度または短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。

なお、宿直勤務は単なる夜間勤務とは異なり、労働基準法上の例外的取扱いによるものであるため、所轄労働基準監督署長の許可が必要であること。

#### 5 その他事項

(1) 同一敷地内に令別表第1(6)項イ(1)に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物（いわゆる「外来棟」）が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、消防法施行令第32条を適用して同表(6)項イ(4)に掲げる防火対象物に準じて取り扱うものとする。

(2) 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。

(3) あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。

(4) 病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、令別表第1(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして取り扱う。